

中で主なものを挙げると、「シッターのランク別化価格体系を設けてほしい」「多く利用する人に割引制度を設けて欲しい」という声が、複数の利用者からあった。

さて、ベビーシッターサービスは、他の保育サービスに比べると料金が割高であると言われ、また実際の利用に際しても、料金が懸念材料の一つになっている家庭があることは事実であろう。

そこで、上記の設問の中で、特に利用者の料金に対する考え方について、より詳しく検討するため、世帯全体の年収、利用に際しての満足度、ベビーシッターサービスの利用意識のそれぞれと、料金に対する考えとの関連をみてみることにした。

表15 年収別にみた料金に対する考え

年収\料金	高い	高くない	分からない	合計
～1,000万	18 (45.0)	15 (37.5)	7 (17.5)	40
1,001万 ～2,000万	12 (37.5)	14 (37.5)	8 (25.0)	32
2,001万 ～	2 (27.2)	2 (77.8)	0 (0.0)	9
合計	32	34	15	81

(()は%)

表16 満足度別にみた料金に対する考え

満足度\料金	高い	高くない	分からない	合計
とても満足	11 (31.4)	17 (48.6)	7 (20.0)	35
満足	27 (50.9)	14 (26.4)	12 (22.6)	53
ふつう	6 (60.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	10
不満	2 (66.7)	1 (33.3)	0 (0.0)	3
合計	46	34	21	101

(()は%)

表17 ベビーシッターサービスの利用意識と、料金に対する考え

サービス\料金の捉え方	高い	高くない	分からない	合計
家庭育児の援助	15 (37.5)	17 (42.5)	8 (20.0)	40
働く女性支援の託児	16 (44.4)	12 (33.3)	8 (22.2)	36
緊急時・非常時の託児	17 (54.8)	9 (29.0)	5 (16.1)	31
施設保育の代替、補助	4 (36.4)	6 (54.5)	1 (9.0)	11
保育専門家による託児	4 (33.3)	2 (16.7)	6 (50.0)	12
賛沢なサービス	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	2

(()は%)

(有効回答 N=116、サービスの捉え方については複数回答あり)

以下に、上記の表から読みとれることの中で、特徴的なものを挙げる。

まず、年収別にみた料金に対する考えでは、当然のことながら、世帯全体の年収の低い家庭の方が、「料金が高い」と考えている人の割合が高かった。

満足度別にみた料金に対する考え（表 15）では、満足度が低いほど、料金も高いと考える家庭が多いことが伺える。いっぽうで、「とても満足している」家庭においては、「高くない」と回答した人が、「高い」と回答した人を上回っていた。これは、ベビーシッターというサービスが、良質なサービスを提供できれば、利用者からもそれだけの料金の価値があるものとして受け入れられるものであることを示唆している。

サービスの利用意識別にみた、料金に対する考え（表 16）については、利用意識によって若干の違いがあることが伺われた。例えば、ベビーシッターを、「家庭育児の援助」「施設保育の代替・補助」と考えている家庭では、料金を、高くないと考えている割合が相対的に高いようである。いっぽうで、「緊急時・非常時の託児」として利用するには、料金が割高である、と考えている人が相対的に多いようである。

最後に、今回の調査で得られた主要な結果とそこから得られた示唆をまとめておく。今回の調査では、特に、これまでの調査では扱われていなかった、利用者の意識という点に着目した。その結果、ベビーシッターサービスが担っている意義について、部分的にはあるが明らかにできたものと考えられる。

すなわち、ベビーシッターの利用時、利用目的に関する結果をみると、ベビーシッターサービスを、「養育者の仕事時の保育所等の送迎」として利用している家庭が割合的には多く、物理的な意味では、施設保育の補完として利用されていることが相対的には多いことが伺えた。しかしながらいっぽうでは、「養育者の仕事時に在宅での保育」を目的にベビーシッターサービスを利用すると回答した家庭もある程度の割合で存在しており、ベビーシッターを施設保育の補完としてではなく、より積極的に、家庭での保育を主目的に利用している家庭があることが示唆された。また、利用者のベビーシッターサービスに対する意識、という観点から見た場合には、ベビーシッターサービスを、施設保育の代替、補助と位置づけている人は割合的には低く（11%）、サービス利用者はより積極的な位置づけを行っていることが伺える。例えば、ベビーシッターサービスのよい点として、半数近くの人には、「時間の融通が利き、いつでも利用できる」という物理的な面での利便性と並んで、「きめ細やかな個別保育が受けられる」「家庭の育児方針を尊重してくれる」といった選択肢を選択していた。（前者が 65%、後者が 44%）。

ベビーシッターサービスを、「緊急時、非常時の託児」「施設保育の代替、補助」という消極的なものとして位置づけている人も一定数は存在するものの、上記の結果は、ベビーシッターサービスが、ハードの面においても、またソフトの面においても、子どもを育てている家庭を支援するサービスとして利用されていることを示している。また、これは、ベビーシッターサービスが今後、子育て支援において積極的な役割を果たしうる可能性を有していることを示唆していると言えるだろう。

親が子育てに関わる権利を保障する政策
～ノルウェーの現金給付制度を中心に～

育児保険研究会 2000年10月28日
さくら総合研究所 池本 美香

ノルウェーの現金給付制度 (Cash Benefit Scheme)

- ・ 1歳児および2歳児の子どもを持つ親が保育サービスを利用しない場合に、保育サービスに対して支給されている補助金を現金で親に対して支給する制度。
- ・ 現金給付法 (Cash Benefit Act) に基づく。
- ・ 1998年8月1日より導入された。社会党は保育園を利用しない場合に現金を給付することに対して大反対であったが、今の内閣が実施に踏み切った。
- ・ 現金給付制度の目的は、「家族に自分の子どもの世話をする時間を与えること」とされている。
- ・ 1998年8月の導入当初は1歳児のみが対象であったが、1999年1月からは2歳児まで対象が広がった。ただし、保育園を利用している場合は、保育園を通じて給付が行われているとみなされるので、家庭への給付額は保育園の利用時間数に応じて減額される。
- ・ この現金給付については親の資産や所得は関係なく、また非課税である。
- ・ ノルウェーでは25歳から66歳では、女性の72%、男性の83%が家の外で収入を得る仕事をしており、家族の平均的な収入はフルタイムの賃金の1.5倍となっている。すでにここ20年から30年では教育にかかる費用について男女の差はなくなっている。
- ・ 数年間は一方の親が子どもと一緒に家にいることを好む人もいれば、子どもが小さいうちは保育園を利用しながらパートで働くことを好む人もいれば、質のよい保育サービスを確保して両親ともフルタイムで働くことを好む人もいる。そこで、家族に本当の意味での選択を可能にするために、この現金給付制度が導入された。また、政府から各家庭への給付について、どのような保育を行うかに関わらず、公平性を保つこともできる。
- ・ 現金給付の支給額については以下のとおり (1999年1月現在)。

週当たりの保育時間	現金給付の支給水準	現金支給額 (月額・クローネ)
0時間	100%	2,263
15時間まで	80%	1,810
16～20時間まで	60%	1,357
21～30時間まで	45%	1,018
31時間以上	0%	0

フィンランドの在宅保育手当 (Child home care allowance)

- ・ 在宅保育手当とは、自治体の保育サービスを利用しない3歳までの子どものいる家庭に支払われる。給付額は月額 1958FIM (1994年、円換算約3万8千円) で、その家庭に7歳未満の子どもがいてその子どもも保育サービスを利用しない場合には、一人当たり月 392FIM (1994年、円換算約8千円) の加算がある。
- ・ 低所得家庭には加算があり、また多くの自治体が別途追加の給付を行っている。
- ・ フィンランドでは、保育法の改正で1996年から全ての6歳以下の児童は保育 (または家庭保育給付) の権利を持つこととなった。3歳児以下はすでに1990年に権利が保障されたとのこと。
- ・ 自治体の保育サービスを利用する権利が保障されているので、この在宅保育給付の目的は、さらに多くの家庭がもっと子ども保育に時間がかけられるようにすることとなっている。 [親に親の権利も保障する]
- ・ また、保育サービスには自治体が提供するもののほかに、民間のものがある。民間のものを利用する場合には、民間保育給付 (Private day care allowance) が保育サービス提供者に対して支給され、残りを親が負担することとなる。
- ・ 自治体の保育サービスも、民間の保育サービスも、共に家庭の収入と家族の人数によって保育料が異なる。

ニュージーランドの擬似バウチャー制度

- ・ 80年代後半の教育改革の中で、保育所も幼稚園等と同様、教育省の所管となった。
- ・ 補助金の仕組みも、子ども一人一時間当たりのレートを決め、人数と時間数を乗じた金額を施設宛に給付することとなった。(2歳未満4.84NZ\$, 2歳以上2.43NZ\$)
- ・ ニュージーランドには、保育所、幼稚園のほかに、親たちによって運営されているプレイセンターという幼児教育施設がある。この擬似バウチャー制度は、働く親が子どもを預ける保育所、専門家の先生に預ける幼稚園、親が自分達で子どもの教育に当たるプレイセンターのどれを選んでも、公平に補助金が受けられる仕組みである。

ドイツ (バイエルン州) の子どもネットワーク

- ・ 1993年より、2~12歳の年齢混合クラスで、親が運営や保育に関わる活動を行った場合に、国と州が経費の40%ずつ (計80%) を支給することとなった。
- ・ これにより5年間で、150のグループができた。
- ・ ドイツは育児休暇が3年間認められているが、所得保障は2年目までで、3年目の所得保障については各州の対応に任されている。バイエルン州では、保育所などに補助金を出すのではなく、育児手当を親に支給している。